

2026年2月20日
損保ジャパンDC証券株式会社

2026年度 確定拠出年金法の改正についてのご案内

2026年4月および12月に予定されている確定拠出年金法の改正内容をお知らせします。

本改正は企業型DC・iDeCoが対象となっておりますので、ご加入中の方もしくはご加入を検討中の方は別紙にて内容をご確認ください。

以上

2026年度 確定拠出年金法の改正について

2026年度の確定拠出年金法の改正についてご案内いたします。

※本紙は法改正の概要をご案内するものであり、下記①の弊社サービスにおける適用範囲・変更日はご加入中のプランによって異なりますのでご注意ください。下記②と③につきましては法改正と同じタイミングで弊社サービスに適用されます。なお、本紙は2026年1月時点の情報を基に作成しております。

【2026年4月1日施行】

① 企業型DC 加入者掛金(=マッチング拠出)の要件緩和

- 加入者掛金は、お勤め先の年金規約に定めがある場合に限り拠出が可能です。
- 以下の改正内容は、年金規約が変更されてからの適用となります。年金規約の変更内容および実施時期はお勤め先ごとに異なります。

企業型DCにおいて、加入者掛金の額を事業主掛金の額以下とする要件(下表b)が廃止されます。本改正により、事業主掛金を超える加入者掛金を設定できるようになるため、拠出限度額まで掛金が設定できないケースが解消されます。

現行	改正後
加入者掛金について、下記のaとbを満たす必要あり。 a.事業主掛金との合計額が法定限度額の範囲内であること b.事業主掛金の額以下であること (加入者掛金 ≤ 事業主掛金)	加入者掛金について、下記のaを満たす必要あり。 a.事業主掛金との合計額が法定限度額の範囲内であること
【具体例】 <div style="text-align: center;"> 拠出限度額 (55,000円) </div>  <p>bの要件(加入者掛金 ≤ 事業主掛金)により、拠出限度額まで掛金が設定できないケースが発生。</p>	<div style="text-align: center;"> 拠出限度額 (55,000円) </div>  <p>bの要件廃止により、拠出限度額まで掛金が設定できるようになる。</p>

【2026年12月1日施行】

② 拠出限度額の引上げ

企業型DC、iDeCoともに拠出限度額が引き上げられます(第3号被保険者のiDeCo以外)。

企業型DC	拠出限度額	
	現行	改正後
	月額5.5万円 (DB ^{※1} と合算)	月額 6.2万円 ^{※2} (DB ^{※1} と合算)

※1 DB:確定給付企業年金や私学共済などを指します。

※2 2024年12月施行の拠出限度額の見直しに際し、経過措置が適用されている方の拠出限度額は引き続き月額2.75万円となります。

	国民年金の被保険者種別	加入パターン	拠出限度額	
			現行	改正後
iDeCo	第1号被保険者・任意加入被保険者	iDeCo	月額6.8万円 (国民年金基金、国民年金の付加保険料と合算)	月額 7.5万円 (国民年金基金、国民年金の付加保険料と合算)
	第2号被保険者	iDeCoのみ	月額2.3万円	月額 6.2万円
		iDeCo + 他年金制度 ^{※3}	月額5.5万円 (iDeCoの上限は月額2.0万円)	月額 6.2万円
	第3号被保険者	iDeCo	月額2.3万円	月額2.3万円 (変更なし)
	<新設> 「③ iDeCo加入可能年齢の引上げ」の改正により追加される加入者	iDeCoのみ	-	月額 6.2万円
		iDeCo + 他年金制度 ^{※3}	-	月額 6.2万円

※3 他年金制度:企業型DC,DB(確定給付企業年金や私学共済など)、公務員共済など

【2026年12月1日施行】

③ iDeCo加入可能年齢の引上げ

60歳以上のiDeCo加入要件が緩和され、さらに加入可能年齢の上限が65歳未満から**70歳未満**へ引き上げられます。

現行	改正後
<p>60歳以上65歳未満の者について、国民年金の第2号被保険者・任意加入被保険者であれば加入が可能。</p> <p>*65歳以上75歳未満の国民年金の第2号被保険者(=老齢または退職を事由とする年金給付の受給権を有しない厚生年金被保険者)も加入が可能</p> <p>*ただし、iDeCoや老齢基礎年金の老齢給付金を受給した者、企業型DCの拠出を年単位化している者、マッチング拠出をしている者は対象外</p>	<p>現行の対象者に加えて、60歳以上70歳未満の者について、国民年金の被保険者でなくても、下記のいずれかの条件を満たせば加入が可能。</p> <p>(1)加入申出日前日時点でiDeCoの加入者であった者 (加入を継続できます)</p> <p>(2)加入申出日前日時点でiDeCoの運用指図者であった者</p> <p>(3)企業年金等の資産をiDeCoに移換する者</p> <p>*施行日から3年を経過するまでは上記3つの条件を満たさなくても加入が可能(=経過措置)</p> <p>*ただし、iDeCoや老齢基礎年金の老齢給付金を受給した者、企業型DCの拠出を年単位化している者、マッチング拠出をしている者は対象外</p>

以上